

平成24年1月相模原市教育委員会定例会

○日 時 平成24年1月12日（木曜日）午後1時30分から午後1時56分まで

○場 所 相模原市役所 教育委員会室

○日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1（請願第 1号） 公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的な人権回復への厳密な配慮を要求せる請願

4. 閉 会

○出席委員（5名）

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 齋 藤 文

委 員 大 山 宜 秀

○説明のために出席した者

教 育 局 長 村 上 博 由 教育環境部長 浅 見 行 彦

生涯学習部長 白 井 誠 一 教育局参事 林 孝  
兼教育総務室長

教育総務室長 細 谷 正 行 学校教育課長 土 肥 正 高  
担当課長

学校教育課長 西 山 俊 彦 学校教育課長 中 山 章 治  
担当課長

学校教育課 東 條 久美子 生涯学習部参事 小 野 栄 治  
指導主事 兼図書館長

生涯学習部参事 井 上 明 夫  
兼博物館長

○事務局職員出席者

教育総務室主査 井 上 大 輔 教育総務室主事 越 田 進之介

---

□開 会

◎溝口委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 1 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、斎藤委員と大山委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

---

□公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願

◎溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程 1、請願第 1 号、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願について、審議したいと思います。

お手元の資料をご覧の上、日程 1 につきまして、ご意見がございましたらお願いいたします。

◎斎藤委員 こちらの請願の趣旨の①のところに、本市で採択いたしました三省堂出版の 3 年生用教科書のキング牧師の夢という部分についての指摘がございますけれども、この題材の教育的な目的について確認したいのですけれども、ご説明いただけますでしょうか。

◎土肥学校教育課長 請願の中でご指摘いただいた題材についてでございますけれども、具体的には「I h a v e a d r e a m」という題材名になっております。こうした教材の中で、学習指導要領の外国語の学習内容における、いわゆる言語活動の話すこと、とりわけ、その中で、与えられたテーマについて簡単なスピーチをすること、こうした内容が盛り込まれております。この与えられたテーマについて簡単なスピーチをするといった内容について学習する教材というふうな位置づけになってございます。具体的には、キング牧師のスピーチの内容を参考に、これを読みました生徒が自分の尊敬する人物についてスピーチをする、内容を考えてスピーチをする、そして、アメリカの公民権運動について知

るとともに、人権について、その大切さを考えさせる、こうしたねらいで教材化されているものと私どもはとらえております。

◎溝口委員長 こういった、今、ご説明していただいた教材を教科書に掲載することについて、何か規定等がございますか。

○土肥学校教育課長 今、委員長がおっしゃいました、請願の中でもご指摘いただいた、いわゆる宗教的な教材というふうに言われている、この部分が教科書に掲載する部分についての規定は、実はちょっと古い規定になりますけれども、昭和24年度の文部事務次官の通達の中で、「社会科その他、初等および中等教育における宗教の取り扱いについて」という規定がございます。

内容といたしましては、ちょっと読ませていただきますが、「文学および語学の教科書においては文学的あるいは語学的価値があると認めて選択したものである限り、宗教的教材が含まれてもよい。しかし、その取扱いに当っては、その教材選択の趣旨に反しないように注意しなければならない。」、このように記されておまして、当然、趣旨に反しない取り扱いをすることが重要であるというふうには書かれてありますけれども、文学及び語学の教科書の中に宗教的な教材が掲載されていること自体は問題とはなりません。また、音楽や美術等の授業においても、「教材として宗教的感化を受けた作品を利用してもよい。」という規定がございます。

◎大山委員 請願の中にクリスマス会のことが書いてございますけれども、クリスマス会以外に学校で行われているいわゆる宗教的な行事というのはございますでしょうか。

それから、学校現場におきまして、クリスマス会や神社・仏閣の見学などについて、保護者から学校・教員・学校教育課に相談や要望などがございましたでしょうか。

○西山学校教育課担当課長 宗教に関連した行事といたしましては、節分、七夕、修学旅行でも神社・仏閣の見学等がございます。節分や七夕は、伝統文化に触れることを目的としております。また、修学旅行での神社・仏閣の見学等は、歴史を学ぶことを目的としております。これらは宗教教育を目的としているわけではございません。

また、このことに関して、保護者や本人から申し出がございますかということでございますが、学校教育課に対してはこのような相談や要望は入っておりません。学校では、このような申し出あるいは相談等があった場合は、話し合いを持つなど対応しておりますし、それぞれの学校長の判断で保護者や本人の申し出を尊重した対応が行われていると認識しております。

◎**小林委員** 今までの3人の委員の質問で大体理解できたわけですが、確認のために、ここで1つ、ご質問させていただきます。

今回、指摘されております、株式会社三省堂の3年生用の中学校英語科の教科書でございますけれども、これは文部科学省の教科書検定に合格しているものであって、検定に合格している以上、憲法上あるいはその他の法律上で規定された公教育における宗教教育の禁止に反していないという認識を持った上で私たちは採択を行ったわけでございます。そういう意味では、問題はないと理解しておりますが、いかがでございましょうか。確認の意味でご質問いたします。

◎**土肥学校教育課長** 今、ご指摘いただきました、いわゆる義務教育諸学校の教科用図書の検定基準というのがございまして、その中に、選択・扱い及び構成・排列、こうした項目の部分がございまして。この中で、「政治や宗教の扱いは、教育基本法第14条及び第15条の規定に照らして適切かつ公正であり、特定の政党や宗派又はその主義や信条に偏っていたり、それらを非難していたりするところはないこと。」と、このようにまず記載されております。また、同基準の中で、同じく「図書の内容に、特定の個人、団体などについて、その活動に対する政治的又は宗教的な援助や助長となるおそれのあるところはなく、また、その権利や利益を侵害するおそれのあるところはないこと。」と、このように規定されてございまして、検定を合格した教科書は、これらの基準にのっとって検定を受けているという認識であると考えております。

◎**溝口委員長** ほかにご意見ございますでしょうか。

各委員のご意見からいたしますと、私たちが採択した教科書には何ら問題がないということ、この請願は採択しないということ、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎**溝口委員長** それでは、請願第1号、公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願は、採択しないことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎**溝口委員長** ご異議ございませんので、請願第1号は採択しないことにいたします。

以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

では、事務局から報告があるようです。報告をよろしく願いいたします。

◎**井上博物館長** このたびは、相模原市立図書館条例と相模原市立博物館条例の改正をしたいと考えておりますので、その概要について、ご説明したいと思います。

お手元に資料がございますでしょうか。1ページ目をご覧くださいと思います。

1、背景・趣旨のところからご説明させていただきます。

昨年、8月30日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」によりまして、図書館法と博物館法が改正されました。これによりまして、地方公共団体は、その設置する図書館に置かれる図書館協議会の委員及び博物館に置かれる博物館協議会の委員の任命の基準につきまして、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされました。

これを受けて、昨年の12月1日に文部科学省令が公布されまして、参酌すべき基準が次の四角の中のとおり示されました。

これは法律にもありますように、地域の自主性、自立性を高めるために、これまで法で定めていたそれぞれの協議会の委員の任命の基準、これを法から削除いたしまして、参酌すべき基準を示すと。そして、それぞれの自治体が条例の中で、きちんとこの参酌すべき基準を参考に条例で定めなさいということになりました。

その四角の中がございますが、省令でございます。点線が書いてあるところが委員の任命の基準でございます。上が図書館で、下が博物館です。全く同じでございますので、上の図書館の方をちょっと読みます。

「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。」

この基準につきましては、これまでも法にあったまま、それがそのまま省令の方に移ってきた形になっております。相模原市におきましては、図書館も博物館も以前の法に基づきまして協議会を設置しておりましたので、今までと実質・実体的にはほとんどかわらないと考えておりますけれども、一部、相模原市が独自に改正するところもございますので、このことにつきまして、2、改正の概要のところでございますが、続きまして、図書館長の方からご説明させていただきます。

○小野図書館長 続きまして、1ページの下段の方なのですが、2、改正の概要について、説明させていただきます。

大きく分けまして、3つの改正がございます。

(1) 図書館協議会委員及び博物館協議会委員の任命基準の新設ということでございますけれども、これまでは図書館法及び博物館法に基づき委嘱しておりました両協議会の委員について、省令を参酌して新たに任命基準を規定するというのと、新たに広く市民の

意見を聴取するため委員の任命基準に「市の住民」を追加し、新たに条例に規定するもの  
でございます。

(2) 図書館協議会及び博物館協議会の運営に関する規定の新設でございますけれども、  
市立図書館条例施行規則及び市立博物館条例施行規則において規定されておりました協議  
会の運営等に関する事項ですけれども、これについては図書館法の改正に伴い、新たに条  
例に規定するものがございます。

こちらは図書館協議会委員だけですが、(3) 図書館協議会委員の委員定数の増  
員ということで、現在、図書館協議会の委員は6人となっておりますけれども、より幅広  
い方々の意見を聴取するため、10人以内へ増員するということでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

3、スケジュールなのですけれども、今現在、この条例改正について、1月4日から2  
月2日まで、パブリックコメントを実施しております。この2月に市議会3月定例会に提  
案いたしまして、4月1日から条例施行するものがございます。

続きまして、3ページ目をお開きください。

具体的に、図書館条例の改正案を説明させていただきます。左側が現行の条例で、右側  
が改正案でございます。

第14条につきましては、改正はございません。

第15条でございます。現行が「協議会の委員の定数は、6人とする。」ということ  
ですが、先ほども説明したとおり、より幅広い方の意見を聴くということで、委員の  
定数を「10人以内とする。」と。

第15条の第2項でございますけれども、委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を  
生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。これにつきましては、改正は  
ございません。この条文は第16条の第2項の方に移っております。

そして、改正案の第16条でございます。これにつきましては任命基準の新設というこ  
とで、「協議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。」というこ  
とで、文部科学省令を参酌いたしまして、(1) 学校教育の関係者、(2) 社会教育の関係  
者、(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者、(4) 学識経験のある者と、これも先  
ほど説明したのですけれども、幅広く意見を聴くということで、(5) 市の住民を新たに  
追加させていただいております。

改正案の第17条、協議会に会長及び副会長1人を置く。第2項、会長及び副会長は、

委員の互選により定める。第3項、会長は、会務を総理し、協議会を代表する。第4項、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第18条、協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。第2項、協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。第3項、協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第19条、第14条から第18条までに定めるもののほか協議会の運営等について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第20条、この第17条から第19条までにつきましては、これも先ほども説明したとおり、図書館法の改正で、「協議会について必要な事項は、条例で定めることとする。」ということになっております。ですから、この第17条から第19条につきましては、今まで規則で定めていたものを条例の方に移管したものでございます。

続きまして、5ページ目を開いていただきたいと思います。

博物館条例の改正でございますけれども、左が現行、右が改正案です。

博物館は、第14条の第2項でございますけれども、現行、「委員の定数は、10人以上とする。」ということになっておりまして、この人数は改正案でもそのままになっております。

第16条以降につきましては、図書館条例の改正と同様の内容になっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、7ページ目をご覧くださいと存じます。

先ほども説明したのですけれども、国の第2次一括法案の概要について、説明させていただきます。

この法案につきましては、昨年8月26日に成立いたしまして、8月30日に公布されております。

1、改正内容でございますけれども、国は、平成22年6月22日の閣議決定、地域主権戦略大綱を踏まえまして、関係法律の整備、全部で188法律がございますけれども、整備を行いました。このうち、今回の図書館法と博物館法の改正につきましては、右側の②義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、この中に位置づけられております。

2、施行期日でございますけれども、一番下の③でございますけれども、地方自治体の条例や体制整備が必要なものにつきましては、平成24年4月1日施行というふうになっ

ております。

一番最後の8ページ目をご覧いただきたいと存じます。

図書館法と博物館法の改正につきましては、この表の1番左側の1、施設・公物設置管理の基準の中に位置づけられておまして、現行の基準ですと、施設等の基準につきましては、法律や政省令等で規定されております。これについて、見直し後は、施設等の基準につきましては条例で規定するものというふうになりました。

図書館法と博物館法の関係なのですけれども、中段にございます、(3)「参酌すべき基準」となっておりますけれども、このうちの②図書館協議会・博物館協議会の委員の任命等の基準につきましては、省令で定める基準を参酌して規定するものとして位置づけられておまして、今回の条例改正になっておるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎溝口委員長 説明がございましたが、これについては何かございますでしょうか。

7ページのところに、第2次一括法案の概要というのがありまして、その下に、括弧書きで「地域の自主性及び自立性を高めるための改革」ということで、今回、これが出てきているようですが、博物館と図書館についてはこういう形で出ておりますけれども、公民館というのかなり地域の自主性や自立性というものに関連しているのではないかと思います。公民館については特に今回は法改正がなかったのでしょうか。

○白井生涯学習部長 今回、社会教育法も、実は、公民館運営審議会に関し、必要な事項について、図書館あるいは博物館と同様な審議会の改正がございました。ただし、本市の場合は、公民館運営審議会ではなくて、かつては運営審議会がございましたけれども、現在は運営協議会という、法にのっとらない協議会組織でございます。よって、この改正には該当しないという判断でございます。

◎溝口委員長 そうすると、公民館の方は、相模原市では法とは関係なく、協議会があつて、そこでいろいろなものが審議されているという理解でよろしいでしょうか。

○白井生涯学習部長 そのとおりでございます。

◎溝口委員長 そうですか、わかりました。

ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、この件につきましては、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次に、委員の皆さんから何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎溝口委員長 では、ここで、次回の会議予定日を確認いたしたいと思います。

次回は、2月16日、木曜日、午前9時から第3委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎溝口委員長 それでは、次回につきましては、2月16日、木曜日、午前9時の開催予定といたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

---

□閉 会

午後1時56分 閉会